

令和9年度採用 長野県池田町「地域おこし協力隊」 募集要項

ー池田町に暮らしながら、地域住民とともに地域づくりに取り組んでいただける隊員を募集しますー

池田町は長野県の北西部「安曇野（あづみの）」に位置し、雄大な北アルプスと麓に広がる田園風景を一望できる景観が自慢の人口約9千人の町です。自然が豊かな地域でありながら、隣接する安曇野市や長野県で2番目の規模を誇る松本市にほど近いことや、スーパーやコンビニエンスストアの店舗数が多いこと等、暮らしやすい立地が特徴です。

このたび、都市部から人材を受入れ、小さなお子さんを育てやすい環境を作り上げることで地域の活性化を図ることを目的に、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員 1名

2 主な活動内容

(1) 地域子育て支援拠点「にこまる」の運営（子育てしやすい環境づくりに関すること）

- ① お子さんや子育て中の保護者の方が交流する機会の提供
- ② 子育てに関する相談（概ね未就学児の保護者対象）へのアドバイスやニーズ調査
- ③ あそびの教室（概ね未就学児と保護者を対象）の実施
- ④ その他、地域の振興に関する活動

3 募集対象 次のすべての要件に該当する方

- (1) 令和9年4月1日現在、20歳以上概ね50歳以下の方で、性別は問いません
- (2) 現在お住いの地域が特別交付税措置に係る地域要件^{※1}を満たしている方（三大都市圏内の都市地域、三大都市圏内の一部条件不利地域、政令指定都市等）で、採用後住民票を池田町に異動し移住できる方
※1…詳細は総務省の地域おこし協力隊関連ページの「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」をご確認ください。
- (3) 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している方
- (4) 子育て支援に興味のある方
- (5) 指導能力が一定以上ある方
- (6) コミュニケーション能力が一定以上ある方
- (7) 心身ともに健康で明るく、かつ地域住民とともに地域づくり活動に取り組む意欲と情熱を持つ方
- (8) 3年間継続して働くことができる方
- (9) 土日及び祝日の行事や夜間の会議など、必要に応じて参加できる方
- (10) 自治会に加入し、活動に参加する方
- (11) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (12) 基本的なパソコン基本操作（ワード、エクセル、メール対応など）及びインターネット、SNS等活用できる方

4 着任日

令和9年4月1日

5 勤務条件等

雇用形態	会計年度任用職員として任用
雇用期間	雇用開始日から1年間（令和9年4月1日からの雇用となります） ただし、勤務実績を踏まえ、雇用日から最長で3年間の間、公募によらない再度の任用を行う場合があります。なお、職員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。
勤務場所	池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」（所属は池田町健康福祉課）
勤務日数及び勤務時間	勤務時間：原則週37.5時間（時短も選択可） ・活動により勤務時間帯は変動することがあります。（休日勤務は振替対応） ・年次休暇（9月までに任用の場合、任用初日に付与）、その他特別休暇
報酬	・月額206,225円 ・期末手当当年2回（各回最大月額報酬1カ月分）、勤勉手当当年2回（各回最大月額報酬0.5カ月分）（ただし、年度途中採用の場合は規程により減回、減額）
加入保険	池田町職員として、共済（健康保険）・厚生年金・雇用保険・労働災害保険に加入します。その際個人負担があります。
住居	・任用期間中の住居の月額家賃・駐車料金は条件付きで60,000円まで補助します。本人所有住居は補助対象外です。転居に係る費用、生活備品及び光熱水費、敷金、礼金、更新料、火災保険及び契約時の仲介手数料等月々の家賃以外の費用は全額個人負担となります。 ・住居の賃貸契約は基本にご自身で行っていただきます。内定日と着任希望日が近い場合は着任までに住居がみつからない場合がありますので日程に余裕を持った応募、着任希望としてください。なお、町内にペット可の賃貸住宅はほぼありませんのでご承知おきください。 ・育児休業など国による特別交付税措置対象外の期間は補助されません。
貸与備品	庁内ではパソコンを貸与、また、活動時用には公用車を使用できます。
その他	研修費、研修等に係る旅費は予算の範囲内で町が負担します。
被用者負担	(1) 応募、転居等に要する経費 (2) 住宅に係る家賃、光熱水費、電話等通信費など（家賃、駐車料金は一定額まで補助） (3) 活動期間中の生活に必要な家具、電化製品等の備品など
副業	週休日や勤務時間外において、隊員活動に差支えない範囲での副業が可能です。

6 応募・手続き

(1) 提出書類（①～③は町ホームページからダウンロードしてください）

①池田町地域おこし協力隊応募申込書 ②履歴書 ③活動目標レポート ④現住所地の住民票

(2) 提出方法 書類を郵送又は窓口持参により提出してください（窓口持参は平日の8:30～17:15のみ受付）。ただし、提出書類は返却しません。

(3) 提出期限 定員に達するまで随時受付。最終期限は令和9年1月31日（必着）

(4) 提出先・問い合わせ先

〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

池田町役場総務課町づくり推進係 地域おこし協力隊担当

電話 0261-62-3131（代表） ファクシミリ 0261-62-9404 電子メール machi@town.ikeda.nagano.jp

7 選考

(1) 第1次選考 書類審査

応募は月末締め（該当月の最終開庁日の17:15までに届いているものまで）で書類選考を行い、応募書類受付月の翌月上旬に結果を応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考 面接審査

第1次選考合格者を対象に、池田町役場で面接もしくはZOOMを利用したweb面接を行います。日時は個別に調整します（応募月の翌月中下旬）。なお、第2次選考に要する交通費等は応募者の負担とします。結果は面接後数日でお知らせします。